

請 願 第 9 号	平成30年11月6日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	憲法改定案の国会への提出に反対する意見書の提出を求める請願
紹 介 議 員	植 田 進 議員 伊 原 忠 議員
請 願 要 旨	
<p>戦後70年間以上にわたり、日本国憲法のおかげで日本は戦争による惨禍を受けず、また他国の人々を傷つけることなく過ごすことができました。ところが、安倍晋三首相は、2018年10月24日に開会された臨時国会の所信表明演説で憲法改定に向けた積極的な姿勢を示しました。</p> <p>改定案の内容は、憲法第9条に自衛隊を書き込むというものが有力視されていますが、2015年9月に強行採決された安保法制（戦争法）により集団的自衛権の行使と海外での武力行使が容認された自衛隊を憲法に書き込むということは、武力の行使と交戦権を放棄した第9条を死文化させるものです。そもそもどの世論調査を見ても国民は臨時国会に改憲案を提出することに反対しています。その上、行政府の長である首相が「憲法審査会で政党が具体的な改正案を示すこと」「(憲法改正で)国会議員の責任を果たそう」と、立法機関に呼びかけましたが、これは憲法第96条には憲法改正を発議する権限は内閣ではなく国会にあること、また、憲法第99条ではすべての公務員に対して憲法擁護の義務を明記しています。安倍首相の発言は、これらの憲法の規定に違反するものです。</p> <p>以上のことから下記請願事項に関して国に意見書を提出することを請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>日本国憲法の改定案を国会に提出することをやめ、憲法を生かす政治を行うこと。</p>	